

古賀市職員の懲戒処分について

次のとおり古賀市職員の懲戒処分を行いましたので、これを公表いたします。

- (1) 所属 保健福祉部福祉課
- (2) 職名 業務主査
- (3) 性別 男性
- (4) 年齢 47 歳
- (5) 処分内容 停職（1 月）
- (6) 処分年月日 平成 30 年 12 月 21 日
- (7) 処分の対象となった事案

不適正な事務処理が 2 点ありました。

1 点目は障害者福祉サービスに関するものです。

デイサービスの利用やヘルパーによる支援などの障害者福祉サービスの受給決定に係る事務は、①障害者からのサービス受給申請の受け付け、②審査、③サービス決定という過程で行います。

しかし、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて、②③の過程において上司への報告、判断を受けずにサービス受給決定を行うなど、計 306 件の不適正な事務処理を行っていました。本事案発覚後、内容を確認したところ、間違った受給決定はありませんでした。

2 点目は、支払い事務に関するものです。

福祉タクシー利用助成などの請求書を受領していましたが、支払い事務を行わず、9 件（計 263,909 円）分の支払いを遅延させていました。